

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は昭和 54 年 3 月に結婚のために 6 年勤めた会社を退職した。同年 5 月に結婚したが家業が忙しかったため、婚姻届は同年 8 月になった。国民年金の手続も失念していたので、遅れて加入し、その際、市職員に未納となっている期間の保険料を教えてもらい、遡ってまとめて納付した。免除申請を行った記憶はなく、未納とされているのも納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 3 月 19 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該時点において申立期間のうち 54 年 4 月から 55 年 3 月までは過年度納付が可能である。

また、申立人は「外出時には常に数万円持っていたので、そのお金でまとめて納付した。1 か月の保険料は 3 千円ちょっとで、窓口は現在とほぼ同じ場所にあった。」と当時の状況を具体的に述べており、A 市役所も「過年度の納付書と記号番号を付けた年金手帳を社会保険事務所（当時）から預かっており、手続と同時に過年度保険料の納付書の発行を行うことが可能だった。」と回答している。

さらに、申立期間を除き申立人に未納は無く、払出し直後から夫婦一緒に納付していることが国民年金収滞納一覧表により確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえるところ、納付意識の高い申立人が加入手続と同時に申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの過年度の納付書を受け取り、国民年金保険料を納付した可能性も否定できない。

一方、申立期間のうち手帳記号番号払出しの時点で現年度納付が可能であった昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までについて、全額免除承認されていることが被保険者名簿及びオンライン記録により確認でき、当該期間の全部又は一部について国民年金保険料が納付されていれば免除されず納付が優先されるところ、前述の被保険者名簿に訂正等の形跡は無く、保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、複数の読み方による氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付状況を確認すると、申立期間が未納とされていることが分かった。結婚した年のことであり、当時はまだ子供もおらず平穩に過ごしており、専業主婦であった元妻が保険料を納付してくれていたことを覚えている。未納となっている期間があるのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間直後の昭和 59 年度分について前納していることも確認できることから、申立人は国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和 59 年 7 月 11 日に申立期間に係る過年度納付書が作成されているが、申立人の国民年金保険料の納付を任されていたとする元妻は、「督促状や催告状が送付されてきた場合は、必ず納付している。」と証言しており、同年 4 月 20 日に 59 年度分の国民年金保険料を前納していることを踏まえると、その元妻が申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間である上、その前後は納付済みとなっており、申立期間の保険料を納付できなかった事情等は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月20日から同年10月2日まで

昭和40年にC社に入社し平成19年に退職するまでDグループの系列会社に継続して勤務していたが、昭和42年にC社からA社に異動した当初の4か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。途中で退職したことはない。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人と同様にDグループの系列会社に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は同グループの系列会社に継続して勤務し（昭和42年6月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和42年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、法人登記簿謄本によると、同社の設立は同年6月20日であることが確認できる上、同僚の供述により、同社は、申立期間において5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断

される。

なお、事業主は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和42年4月を3万9,000円、同年5月から同年7月までを4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年8月1日まで

A社B事業部（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、昭和42年4月から同年7月までの標準報酬月額（3万3,000円）が低くなっている。同年4月に、D事業部からB事業部に転勤したが、給与は減額されていない。給与明細書を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和42年4月の給与明細書において確認できる給与支給額（申立期間当時、保険料は翌月控除。）、及び同年8月の給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、同年4月は3万9,000円、同年5月から同年7月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務

の履行については、C社は、昭和42年4月1日の厚生年金保険被保険者資格取得届について超過勤務手当を含まず本給等を報酬月額として届け出た旨回答しているところ、申立人の同年4月の給与明細書により本給は3万3,500円であることが確認でき、厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額が3万3,000円であることから、事業主は、厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に相当する報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 10 月までの期間、52 年 4 月及び同年 5 月並びに 54 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 50 年 10 月まで
② 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月
③ 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間①について、私は、夫が昭和 47 年 3 月に A 校を卒業したことを契機に同年 4 月頃に B 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局又は C 銀行で納付していた。

申立期間②について、B 市から D 市へ転居した頃で、同市内の金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間③について、引き続き D 市内の金融機関で納付しており、昭和 57 年 8 月に E 町に転居した後も金融機関等で納付していた。

申立期間①、②及び③が未加入期間とされているのに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、51 年 1 月 31 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、そのいずれにも、昭和 50 年 11 月 28 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間①は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、郵便局等で保険料を納付していたとしているが、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直後の納付記録が確認できる期間の保険料の納付方法は、徴収員による納付であった記載が確認できる上、同市では、郵便局における保険料の取扱いを開始したのは、昭和52年4月以降であったとしていることから、申立人の主張と相違する。

- 2 申立期間②について、申立人は、B市からD市に転居し、同市内の金融機関で国民年金保険料を納付していたとしているが、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和52年4月5日付けで同市から転出し、申立人が所持する年金手帳及びD市の同名簿によると、申立人は同年6月20日に同市に転入している記載が確認できることから、申立期間②において申立人は国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳、D市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、そのいずれにも、申立人は、昭和51年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、52年6月20日に任意加入により再度同資格を取得していることが確認できる上、申立期間②は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、D市内の金融機関で保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する年金手帳、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、昭和54年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同市の54年度の国民年金収滞納一覧表には、54年7月以降に納付記録は確認できず、55年度の国民年金収滞納一覧表には、被保険者資格を喪失したことを示すものと考えられる「ソ」の記載が確認でき、56年度以降の国民年金収滞納一覧表には、申立人の氏名が確認できない。

また、申立人は、昭和57年8月にE町へ転居した後も金融機関等で保険料を納付していたとしているが、日本年金機構F事務センターによると同町の国民年金被保険者名簿の中に申立人のものは見当たらないとしている上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において申立人の住所地がE町に移っている記録は確認できず、また、申立人が所持する年金手帳においても同町に住所が変更された記載が確認できないことから、申立人は同町において国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1236 (事案 1170 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 9 月

前回、昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 9 月までの期間について申立てをしたが、今回の再申立てに際して、前回の申立期間のうち国民健康保険料領収証書を所持する期間について申立てをする。

母が申立期間に係る国民健康保険料を納付しているにもかかわらず、国民年金保険料を納付しないはずがないので、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までを含む昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 9 月までの期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は同居していた申立人の母親が行っていたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間において、申立人の母親は国民年金に加入しておらず、当時同居していたとする申立人の家族も国民年金に加入していないことから、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたと推認することはできないこと、ii) 申立人が母親から受け取ったとする申立期間に係る保険料領収証書は、国民健康保険に係る領収証書 5 か月分のみである上、申立人の国民年金被保険者台帳においても申立期間は未納となっており、催告が行われた記載が散見されることから、国民年金保険料を未納なく納付していたとは考え難いこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金

保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢のため当時の状況を聞くことができないことから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明であること等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 3 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間①から③までに係る国民健康保険料領収証書を提出しており、申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民健康保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の国民年金保険料を納付しないはずがないと主張して、当該領収証書に基づく調査を希望する旨主張しているが、当該領収証書は、前回の申立てにおいて、当委員会に提出されており、既に当該領収証書に基づく調査は実施済みである上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年2月までの期間及び同年12月から4年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年2月まで
② 平成3年12月から4年6月まで

私は、会社を退職した後は国民年金に加入するものだと思っていたので、申立期間①及び②の直前まで勤めていたそれぞれの会社を退職した後は、いずれもA市役所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は口座振替で納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、平成7年12月26日にB市において申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は当時未加入期間として管理されていたものと考えられる上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号には上述の国民年金手帳記号番号以外の記載が無いことから、A市では国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、保険料についても口座振替で納付したと思うとしているが、口座振替の切替手続及び納付した金額等について具体的に記憶しておらず、申立人が口座振

替を行っていたと主張する金融機関においても出納記録等の資料は保存期限が過ぎており残っていないとしている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 9 月頃から 5 年 2 月 1 日まで
② 平成 5 年 4 月頃から同年 5 月 15 日まで
③ 平成 5 年 6 月 22 日から 6 年 5 月 21 日まで

申立期間①について、職業安定所の紹介でA社に平成 4 年 9 月頃から数か月間勤務し、B業務を行っていた。勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②及び③について、職業安定所の紹介でC社に平成 5 年 4 月頃から 1 年間程勤務し、D業務を行っていた。しかし、C社における厚生年金保険被保険者記録は勤務途中の 1 か月しか確認できず納得できない。

各申立期間について、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の氏名は無い。申立人はアルバイトとして入社しており、当社が設けている試用期間内に退職したと記憶している。当該期間中の従業員は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させていなかったため、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。当社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことは、申立人も承知しているはずだ。」と証言している上、申立人のA社における雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、オンライン記録により、A社における被保険者記録が確認できる複

数の同僚に照会したが、回答が得られない上、A社は申立期間に係る賃金台帳などを保管していないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②及び③について、申立人のC社に係る雇用保険被保険者記録及びC社の事業主の証言から、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社の事業主は、「申立人は見習いとして入社した。当社は2か月程度の試用期間を設けており、当該期間後に従業員を厚生年金保険及び健康保険に加入させていたが、申立人はけがをして健康保険証が必要となり、健康保険に加入させてほしい旨の申し出があったので、厚生年金保険及び健康保険に加入した。しかし、申立人は厚生年金保険料及び健康保険料の負担を嫌い、申立人の意向で被保険者資格の喪失手続を行ったため、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は1か月しかない。被保険者資格喪失後、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、オンライン記録によりC社における被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、回答が得られない上、C社は申立期間に係る賃金台帳などを保管していないことから、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1408 (事案 1062 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月20日から31年12月31日まで
私が勤務していたA市B地区のC社は、厚生年金保険の適用事業所の確認ができないなどとして前回の申立ては認められなかったが、C社はD県にも事業所があったと聞いている。
A市B地区のC社も含めて再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人はC社の同僚の氏名を覚えておらず、事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月2日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、勤務していたC社はA市B地区のほかに、D県にも事業所があったと聞いたことがあるとして、再申立てを行っている。

そこで、C社の役員が経営していたE社の複数の従業員に改めて聴取したところ、E社倒産後にC社に勤務した同僚が確認でき、当該同僚は、「申立人と私はA市B地区にあったC社に勤務していた。申立人は営業職の同僚と一緒にF商品の営業を行っていた。」と証言していることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「E社に勤務していたときは厚生年金保険及び健康保険の被保険者であったが、E社倒産後に勤務したC社は、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所ではなかったため、健康保険証も無く、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったはずである。」と証言している。

また、申立人がD県にあったとするC社の所在地を管轄する法務局に申立期間及びその前後の期間に登録されている事業所を照会したところ、C社の名称の事業所が2社確認できたものの、代表取締役、事業所所在地及び事業内容が申立人の供述とは異なるほか、被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、当該2社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、上記同僚は、「D県にC社の本店及び支店などは無かった。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 25 日にA社を退職後、すぐにB事業所（現在は、C社）に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、同事業所での被保険者資格取得日が、A社の退職から約5か月後である同年10月1日となっている。

しかし、半年近くも間が空くのであれば国民健康保険に加入するはずだが、そのようなこともなかったため、B事業所での勤務開始は昭和48年4月26日に間違いない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年4月25日にA社を退職し、すぐにB事業所に勤務した。」と述べているが、申立期間当時、従業員としてB事業所に在籍していたC社の現在の事業主は、「申立人の入社の際や、入社日に関しては覚えていない。申立期間当時の社会保険に関する資料は保管されていないため、当時の状況は不明である。」としていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、前述の事業主は、「自分はB事業所において昭和44年4月から勤務を開始した。」としているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、約9か月後の45年1月1日であることが確認できる上、同日に被保険者資格を取得している同人の兄である元同僚のことについても、「兄は44年7月末に前の会社を退職してすぐに、B事業所に勤務していたはずである。」と述べていることから、同事業所では従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚は既に死亡している上、当時の社会保険事務担当者は高齢のため供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。